

## 外来医療計画とは

- **経緯** 平成30年の医療法の一部改正により、医療計画に定める事項として、新たに「外来医療に係る医療提供体制に関する事項」（「外来医療計画」）を追加するとともに、都道府県知事は、二次医療圏ごとに「外来医療の提供体制に関する事項について協議する場」を設け、協議を行い、その結果を取りまとめて公表することとされた。
- **性格** 医療法上の医療計画における記載事項であり、平成30年3月に改定した現行の「東京都保健医療計画」に追補するもの。
- **計画期間** 令和元年度中に計画を策定し、令和2年度からの4年間で最初の計画期間とする。以降、3年ごとに見直しを行う。

## 外来医師偏在指標等の設定について

- **区域単位** 二次医療圏
- **外来医師偏在指標** 医師の性別・年齢分布及び患者の流出入等、4つの要素を勘案した、人口10万人当たり診療所医師数。外来医師偏在指標の値が全二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を**外来医師多数区域**と設定。

## 記載事項

### 【国が求める記載事項】

#### 外来医療機能の偏在・不足等への対応

- ◇ 外来医師偏在指標及び外来医師多数区域を設定（可視化）し、新規開業者等へ情報提供
- ◇ 二次医療圏ごとに不足する外来医療機能の検討  
①夜間休日の初期救急、②在宅医療、  
③学校医・産業医・予防接種等に係る公衆衛生関係、④その他
- ◇ 協議の場の設置・運営

#### 医療機器の効率的な活用

- ◇ 医療機器の配置状況及び保有状況等に関する情報
- ◇ 区域ごとの共同利用方針
- ◇ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス（協議の場の運営）

### 【都としての方向性（「東京の将来（2025年）の医療～グランドデザイン～」との整合性）】

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括システムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

## 検討体制

「地域医療構想調整部会」及び「地域医療対策協議会医師部会」からそれぞれ選出した委員から構成される、「**東京都外来医療計画・医師確保計画策定PT**」が中心となり、各圏域の「地域医療構想調整会議」において意見を聴取しながら検討を進める。また、本計画は医療計画の一部であることから、「東京都医療審議会」に諮問した上で、計画を策定する。